

土砂災害防止法による区域指定について

(1) 意見交換会后、新たにわかったこと

本納小学校が今後「土砂災害警戒区域（一部は特別警戒区域）」に指定される予定がある。現時点では指定されていない。なお、議会にも先日報告済み。

(2) 土砂災害防止法による警戒区域指定の経緯

- H11. 6 広島県において、甚大な土砂災害が発生する。
- H13. 4 土砂災害防止法施行（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- ・施設の整備などハード対策ではなく、警戒避難体制の整備などソフト対策を推進するための法律
 - ・指定基準：崖の傾斜度が 30° 以上、高さが 5 m 以上
- H19～20 千葉県が、法に基づき基礎調査を始める（市内 338 か所が対象）。
- ①危険度の高い箇所を優先
 - ②住宅立地の多い箇所を優先
- H22. 3 市内 77 か所が警戒区域に指定される
- 鶴枝公民館、鶴枝小学校正門・プール一部が含まれる。
- H24. 5 市内 4 か所が指定される（要配慮者利用施設）
- 獅子吼園周辺、真名実恵園、長生病院、二宮保育所
- ※ここまでの 81 か所は、茂原市防災マップに掲載済み
- H26～28 すでに指定した 81 か所以外の対象区域の基礎調査を始める。
- 市内は平成 28 年度までに基礎調査が終了した。

(3) 土砂災害警戒区域（及び特別警戒区域）に指定されるとどうなるのか

市町村により警戒避難体制の整備が図られ、大雨等で「土砂災害警戒情報」が発令された場合には避難していただくことになる。

特別警戒区域では、開発行為や新規建築物に条件が付されたり、損壊の危険がある建物は移転勧告などがされたりするが、今ある建物や崖に土木的措置が必要なものではない。